

報 第 4 2 号

専決処分報告について

(新潟県柏崎港公園内の事故による和解及び損害賠償額の決定について)

新潟県柏崎港公園内の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年(2021年)9月6日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 2 3 号

新潟県柏崎港公園内の事故による和解及び損害賠償額の
決定について

本市管理の新潟県柏崎港公園内（中浜二丁目地内）で発生した人身
事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規
定により専決処分する。

令和 3 年（2 0 2 1 年）8 月 3 1 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の診療費 の総額（3, 8 5 0 円）の うち、1 0 0 パーセント相 当額を損害賠償額として相 手方に支払うものとする。	円 3, 8 5 0